回　覧

令和 8年 11月 1 日

各　　位

牛久市長　沼　田　和　利
（廃 棄 物 対 策 課 扱 い）

令和８年度「牛久市環境美化の日」の実施について

日頃より、環境美化の推進にご協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、当市では牛久市環境美化の推進に関する条例に基づき、11 月の第３日曜日を「牛久市環境美化の日」と規定しております。この活動の一環として、市内全域の清掃活動（ごみの回収や除草など）を下記のとおり実施することとなりました。

つきましては、公私共にお忙しいこととは存じますが、皆様方のご協力をお願いいたします。

なお、市内一斉清掃におきまして、**テレビや自転車、廃タイヤ**など、ご家庭や集会所等から排出されたと思われる不用品等が多く目立つようになっています。**こういった不用品等につきましては、違反ごみ扱いとして回収いたしませんのであらかじめご了承ください。**

記

１．実 施 日 時　令和８年１１月１５日（日）午前８時より　※小雨決行
※雨天等による態度決定は、地区の代表者にご確認下さい。

２．実 施 内 容　地域内の清掃（散乱ごみの回収や除草作業など）活動

３．集 積 場 所　当日回収した空き缶等のごみは、指定袋に入れて、各ごみ集積所又は行政区指定の場所に集積してください。
※通常では収集しないごみ（タイヤ、バッテリーなど）があった場合には、区長もしくは地区の代表者に報告するなどして、その指示に従ってください。
※路上などに放置されている自転車や原付バイクは、遺失物等の扱いとなりますので回収しないでください。なお、防犯登録証やナンバープレートがある場合には、放置されていた場所などを区長もしくは地区の代表者に報告してください。

４．そ　の　他　**地域の環境美化を目的とした活動ですので、ご家庭や集会所から出た不用品を搬出することはご遠慮ください。**